

病気休暇中の役員報酬

Q : 当社の社長が体調を崩し入院することになりました。入院中についても通常どおり役員報酬を支給して問題ないでしょうか。

A : 必要な場合に病床から指示をして、会社の運営を行うことが可能な場合には、役員報酬を支給しても問題ないと思います。

【解説】

社長が病気のため入院していたとしても、社長としての地位にある以上、入院中であつたということを理由にして、社長としての責任を免れうるものではないことや、会社と役員との関係は委任関係で、役員報酬は役員としての職務執行の対価として受任者が委任者から受ける報酬であり、従業員の給与のような労働の対価とは性格が異なります。

このような理由から、たとえ病気で入院していたとしても、必要な場合に病床から指示をして、会社の運営を行うことが可能な場合には、入院中の役員報酬についても支給することができると思われます。

もちろん、本人の同意があれば、出社できなかった期間の役員報酬を減額することについて、税務上の問題はありません。

ちなみに、取締役が病気で長期欠勤をしなければならなくなった場合の取扱いについては、会社によってその方法が異なるようです。一般的には、欠勤理由が病気という同情すべきことですから、任期までは減額せずに報酬を支給し、回復しなければ再任しないという方法をとっているようですが、会社によっては減額してしまう例もあるようです。

